

優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰要綱

平成24年4月2日
文部科学大臣決定
平成30年10月16日最終改正

1 趣 旨

この要綱は、子供たちの健やかな成長のためには適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠など基本的な生活習慣が大切であることに鑑み、その定着に向けた取組の一層の推進を図るため、「早寝早起き朝ごはん」運動などの子供の生活習慣づくりに関する活動（以下「『早寝早起き朝ごはん』運動等」という。）のうち、特色ある優れた実践を行い、地域全体への普及効果の高いと認められるものに対し、その功績をたたえ文部科学大臣が行う表彰に関して必要な事項を定める。

2 表彰の対象

表彰は、「早寝早起き朝ごはん」運動等の活動のうち、その内容が他の活動と比較して顕著に優れ、地域全体への普及効果の高いと認められるものに対して行うものとする。

〔表彰対象の基準〕

組織、運営及び活動について、概ね以下に掲げる内容の活動であること。

(1) 組織、運営

地域の実情に応じた組織により、効果的かつ持続可能な運営が行われていること。

(2) 活動

ア 学校や保育所（以下「学校等」という。）、保護者、地域住民等の意見や状況等を反映した取組が活発かつ継続的に行われていること

イ 学校等や地域の子育て関係団体、保護者、企業など、地域全体が参画するための創意工夫がなされ、当該地域の子供の生活習慣の改善に効果をあげていること。

3 推薦の方法

(1) 推薦依頼

文部科学省は、都道府県、指定都市（以下「都道府県等」という。）に対し、上記2を満たす活動のうち、表彰するにふさわしいと判断するものについての推薦依頼を行うものとする。

(2) 都道府県等における推薦方法

都道府県等は次に定めるところにより、被表彰対象候補として、上記2に該当する「早寝早起き朝ごはん」運動等の活動を、文部科学大臣に推薦することができる。

なお、推薦にあたっては、別紙の推薦様式に推薦の理由等を記載し、文部科学大臣に提出するものとする。

[都道府県等による推薦数]

都道府県等においては、選考の上、上記2の表彰対象の基準を満たす域内の「早寝早起き朝ごはん」運動等の活動のうち、2件以内、指定都市については1件を、それぞれ被表彰対象候補として推薦することができる。

なお、選考にあたっては、都道府県等に関係者からなる選考委員会を設け、その議を経るとともに、複数推薦する場合は、推薦順位を決定し、推薦書に明記した上で提出するものとする。

(3) 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会における推薦

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会は、次に定めるところにより、上記2に該当する「早寝早起き朝ごはん」運動等の活動を、文部科学大臣に推薦することができる。

なお、推薦にあたっては、別紙の推薦様式に推薦の理由等を記載し、文部科学大臣に提出するものとする。

[「早寝早起き朝ごはん」全国協議会による推薦数]

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会は、選考の上、上記2の表彰対象の基準を満たす「早寝早起き朝ごはん」運動等の活動のうち、3件以内として推薦することができる。

なお、選考にあたっては、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会に関係者からなる選考委員会を設け、その議を経るとともに、複数推薦する場合は、推薦順位を決定し、推薦書に明記した上で提出するものとする。

4 被表彰対象活動の審査及び決定

文部科学大臣は、上記3により推薦された「早寝早起き朝ごはん」運動等の取組について、学識経験者等の意見を聞いて審査を行い、被表彰対象活動を決定する。

5 受賞歴について

当該表彰の受賞は1回限りとする。ただし、他の表彰等の受賞歴は問わない。

6 表彰の期日等

文部科学省において別に定める。

7 表彰の取消し

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

(1) 被表彰対象活動に関する推薦書に不実な記載があると判明したとき。

(2) 被表彰対象活動において、本表彰の趣旨を損なう行為があったとき。

8 本表彰にかかる事務

本表彰にかかる事務については、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課家庭教育支援室において、処理する。